

原 議 保 存 期 間 3 年
(平成34年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警 察 庁 丁 生 企 発 第 3 9 2 号
平 成 3 0 年 6 月 1 8 日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

古物の下取りに伴う商品の値引きの古物営業該当性に係る質疑応答について
新品を販売する者が、下取りとして古物を引き取る場合、通常古物の買取りを行うものであるから、これを業として行えば古物営業法第2条第2項第1号の古物営業に該当するが、当該取引行為が、いわゆる「サービス」としての値引き」として古物営業に該当しない場合の営業に関し、質疑及びその回答を別紙のとおり取りまとめたので執務の参考とされたい。

別 紙

問 新品の販売に当たり、買い換えの対象となった古物を下取りし、新品の販売価格を割り引く「サービス」を行う場合、古物商の許可を要するか。

答 新品を販売する業者が、下取りとして古物を引き取る場合、通常古物の買取りを行うものであるから、これを業として行えば古物営業法第2条第2項第1号の古物営業に該当するが、当該取引行為が、いわゆる「サービス」として行う値引き」としてとらえることができるときは、古物営業に該当しない。

問 どのような場合に「サービス」としての値引き」に該当するのか。

答 新品の販売に伴う下取り行為が、次の要件を全て満たす場合は、当該取引は「サービス」としての値引き」に該当し、古物営業に当たらない。

(1) 形式的要件

下取りした古物の対価として金銭等を支払うのではなく、販売する新品の本来の売価から一定金額が差し引かれる形での経理上の処理が行われていること。

(2) 実質的要件

ア 下取りが、顧客に対する「サービス」の一環であるという当事者の意思があること。

イ 下取りする個々の古物の市場価格を考慮しないこと。

※ 「サービス」とは、「商売で値引きをしたり、客の便宜を図ったりすること。」をいう。(『広辞苑(第7版)』参照)